

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例

(通称：伝統的工芸品条例) について

1 条例制定の背景

近年、生活様式の変化や大量生産品の普及により、伝統的工芸品の需要が減少し、担い手の確保や後継者の育成が困難となり、産業としての存続が危ぶまれている。このため、伝統的工芸品を未来につなぐ環境をつくり、県、市町村、事業者等が一体となって伝統的工芸品産業の振興を図ることで、県民の豊かな暮らしの実現と地域経済の発展を期して、住民の代表である県議会の総意により条例を制定した。

2 条例の特徴

- 伝統的工芸品の需要拡大及び使用・活用の促進、伝統的な技術等の継承、新たなものづくりを進めるとともに、その取組状況の議会への報告に加え、審議会における議論を通じて、伝統的工芸品産業の振興を強力に推進
- 現在、県内に 28 品目（国指定 7、県指定 21）ある伝統的工芸品の県指定対象を拡大し、地域に根差した伝統がある工芸品を広く振興
- 伝統的工芸品の指定や伝統的工芸品産業の振興に関して調査審議するため、有識者を委員とする審議会を設置

3 条例の概要

目 的 (第 1 条)

この条例は、伝統的工芸品産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに伝統的工芸品産業に関する事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、伝統的工芸品産業の振興のための施策を総合的に推進し、もって県民の豊かな暮らしの実現及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

定 義 (第2条)

この条例において「伝統的工芸品」とは、伝統的な技術又は技法等を用いて県内で製造される工芸品であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項の規定により経済産業大臣が指定した工芸品であること。
- (2) 第8条第1項の規定により知事が指定した工芸品であること。

基本理念 (第3条)

伝統的工芸品産業の振興は、県、市町村、事業者及び関係団体の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要を拡大すること。
- (2) 伝統的な技術等を継承するとともに、次代の伝統的工芸品産業を担う人材を育成すること。
- (3) 伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することにより、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進すること。

責 務・役 割

| 対象者 | 主な内容 |
|----------------|---|
| 県 (第4条) | 伝統的工芸品産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。 |
| 市町村との連携等 (第5条) | 県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策の推進に当たり市町村と連携するとともに、市町村が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する施策に協力する。 |
| 事業者 (第6条) | 伝統的工芸品の価値及び魅力の積極的な発信並びに次代の伝統的工芸品産業を担う人材の確保及び育成に努めるとともに、受け継がれてきた匠の技と心を生かし新たなものづくりに取り組むよう努める。 |
| 県民 (第7条) | 伝統的工芸品についての理解を深めるとともに、積極的な使用並びにその価値及び魅力の発信に努める。 |

基本的施策

| 項目 | 主な内容 |
|-----------------------|---|
| 伝統的工芸品の指定等 (第8条) | <p>知事は、次の各号のいずれにも該当する工芸品を長野県知事指定伝統的工芸品として指定する。</p> <p>(1) 主として日常の生活の用に供されるものであること。</p> <p>(2) その製造過程の主要部分が手工的であること。</p> <p>(3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。</p> <p>(4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定を行うときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴く。</p> <p>3 第1項の規定による指定を受けた工芸品は、長野県知事指定伝統的工芸品であることを表示することができる。</p> <p>4 知事は、長野県知事指定伝統的工芸品としての指定を継続することが適当でないと認められるときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。</p> |
| 需要の拡大 (第9条) | <p>県は、伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要の拡大を図るため、関係団体等と連携し、広報の実施、販路の開拓、学習機会の提供等必要な支援を行う。</p> |
| 伝統的な技術等の継承 (第10条) | <p>県は、伝統的な技術等を継承するため、関係団体等と連携し、人材の確保、育成及び資質の向上等必要な支援を行う。</p> |
| 新たなものづくりの推進 (第11条) | <p>県は、伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することによる伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進するため、関係団体等と連携し、新商品の開発等に対して、必要な支援を行う。</p> |
| 使用及び活用の促進 (第12条) | <p>県は、伝統的工芸品の使用及び活用の促進を図るため、その使用及び活用に努めるとともに、市町村及び県民等に情報提供を行う。</p> |

審議会

| 項 目 | 主な内容 |
|--------------------------------------|---|
| 長野県伝統的 工芸品産業振 興審議会 (第 13 条) | 第 8 条第 2 項又は同条第 4 項の規定により意見を聴かれた事項その他の伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県伝統的工芸品産業振興審議会を設置する。 |

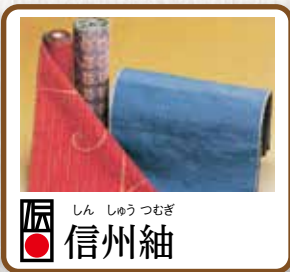
その他

| 項 目 | 主な内容 |
|------------------------------------|--|
| 財政上の措置 (第 14 条) | 県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。 |
| 施策の実施状 況の報告及び 公表 (第 15 条) | 知事は、毎年、県が講じた伝統的工芸品産業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表する。 |
| 経過措置 (附則第 2 項) | この条例の施行の際現に長野県伝統的工芸品指定要綱の規定に基づき指定されている工芸品は、第 8 条第 1 項の規定により指定された長野県知事指定伝統的工芸品とみなす。 |

信州の伝統的工芸品



木曾漆器



信州紬



飯山仏壇



松本家具



内山紙



南木曽ろくろ細工



信州打刃物



まげもの
曲物



蘭松笠



お六櫛



木曾材木工芸品



長野県農民美術



白樺工芸品



軽井沢彫



秋山木鉢



桐下駄



信州竹細工



信州鋸



あけび蔓細工



信州手描友禅



龍溪硯



飯田水引



松代焼



栄村つぐら



信州からまつ家具



小沼箒



長野県手作り打上花火



信州組子細工

長野県内には、長い歴史の中で地域に生まれ、受け継がれてきた手づくりの伝統的な工芸品がたくさんあります。



経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の表示マーク「伝統マーク」です。県内では7品目が指定をされています。



長野県知事が指定する伝統的工芸品の表示マークです。現在、21品目が指定されています。

長野県産業労働部

お問い合わせ先：長野県産業労働部産業技術課 TEL.026-235-7132

信州の伝統的工芸品

経済産業大臣指定
伝統的工芸品

長野県知事指定
伝統的工芸品

●木曾漆器 塩尻市榑川 ほか



400年前から、土地に豊富に産するヒノキ材を材料に、カツラ、トチなどを木地として、ざたく、おぼんなどの日用漆器を生産しています。

●松本家具 松本市 ほか



400年前から松本城の城下町で造られてきた家具です。ケヤキ、ミズメ、ウダイカンパなどの木地を使い、伝統的な技法により組まれたタンス、机などの家具はととても頑丈です。

●信州打刃物 信濃町 ほか



400年前の川中島合戦当時に地方を往来した刀匠から修得した技術で造られた刃物です。刃幅が広く強靱であることが特徴です。

●お六櫛 木祖村



ミネバリ又はツゲを用いて造られたすき櫛やとかし櫛です。江戸時代前期から、のこぎりを用いて手引きの技により造られています。

●白樺工芸品 松本市 ほか



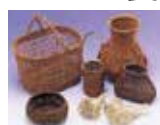
白樺材による、登山風俗やアルプスの動物などを題材とする郷土色豊かな手彫り工芸品です。

●桐下駄 栄村



地元の良質な北越桐をつかった桐下駄で明治時代後期より、独特な履き心地から使われてきました。

●あけび蔓細工 野沢温泉村 ほか



江戸時代初期から冬期間の副業として、あけびの蔓を利用し、おもちゃやかごなどの日用雑貨が造られてきました。

●飯田水引 飯田市 ほか



元禄時代に元結製造の原紙を用いて、生水引が造られたのが始まりとされ、元結に代って紅白水引などの生産が拡大しました。金封、結納飾りや鶴亀、松竹梅など立体的な製品も造られています。

●信州からまつ家具 松本市 ほか



昭和34年頃から、長野県工業試験場の研究成果をもとに、長野県家具工業会によるからまつ家具の製造が始まりました。カラマツ材が持つ木目の美しさと軟らかい風合いを活かしながら造られています。

●長野県手作り打上花火 長野県全域



約300年前頃から神社の祭事に合わせ奉納花火が作られるようになり、昭和初期には八重芯菊花火を国内で初めて開発・完成させました。現在も県内各地で、手作りの打ち上げ花火が上げられています。

●信州紬 松本市、上田市、飯田市 ほか



県内で盛んであった養蚕とともに発達してきた紬で、草木で作られた染料を生かした伝統的なしま柄が特徴です。信州紬は山繭つむぎ、上田紬、松本紬、飯田紬、伊那紬ほか県内各地で産出される紬の総称です。

●内山紙 飯山市、栄村 ほか



400年前から造られている和紙で、コウゾを原料に凍皮、雪ざらしと呼ばれる独特な技法で加工します。内山紙はとて丈夫で障子紙に加工され使われています。

●曲物 塩尻市榑川



木曾ヒノキを使い、伝統技術により曲げて、そば道具や茶道具を造っています。

●木曾材木工芸品 木曾町、上松町、大桑村 ほか



木曾の木材により造られる小木工芸品の総称です。箱物類、おけ、たるなど家庭用品を中心に幅広い製品が造られています。

●軽井沢彫 軽井沢町



明治時代に別荘に居住する外国人向けの彫刻家具として製作が始まりました。桜の花を彫刻した独創的な製品は別荘客や観光客に好評です。

●信州竹細工 長野市戸隠、山内町、伊那市 ほか



江戸時代の頃から県内の根曲り竹、箆竹(すずたけ)の産地でかご類が製造されていました。

●信州手描友禅 長野市、上田市、松本市、飯田市 ほか



江戸時代から県下の城下町を中心に発達し、本県特有の草木染友禅をはじめ、ほとんどの工程が手作業で高い技術を要します。

●松代焼 長野市



200年前から、松代藩の奨励により生産されるようになりました。鉄分の多い地元の粘土などを使用し、天然素材で調合した釉薬を二重掛けすることで、素朴な造形と独特な青緑の光沢を出しています。

●小沼箆 飯山市



ホウキグサを手で束ねて編み上げる、手作りによるほうきです。見えないところも丁寧につくことにより、丈夫で長持ちします。

●信州組子細工 長野県全域



江戸時代以前から、神社、仏閣、城等に使用されてきた組子細工です。明治以降、建具業が専門化し、障子や欄間、衝立などでも使用されるようになりました。

●飯山仏壇 飯山市



300年前から造られている浄土真宗東本願寺派のお仏壇です。6つの工程に大別され、本組木地、弓なげし、胡粉盛りとよばれる伝統的技法により特徴あるつくりとなっています。

●南木曾ろくろ細工 南木曾町 ほか



300年前から木曾路を通る旅人に使用されていて名古屋、大阪方面へ出荷されていました。職人自ら木選び・乾燥・ろくろ加工などの作業から販売まで行うのが特徴です。

●蘭桧笠 南木曾町



江戸時代前期から、地元の木曾ヒノキを短冊状に裁断した「ひで」を組んで、雨傘・日よけ笠を生産しています。

●長野県農民美術 上田市、東御市 ほか



大正時代に上田地方で始まり、ホウやカツラ材を用いて季節の風物等を題材に、手彫りにより装飾品などが造られています。

●秋山木鉢 栄村



地元に豊富に産するトチを用い、手彫りで造られています。大径木による大きな鉢に特徴があります。

●信州鋸 茅野市 ほか



江戸時代から造られている鋸です。鍛冶用の炭に使う松が多く、八ヶ岳の気候が鍛冶に適していたため、発達してきました。

●龍溪硯 辰野町



江戸時代末期から、伝統技法の手彫りにより製造されている硯で、辰野町横川でとれる「龍溪石」からすずりが造られています。

●栄村つぐら 栄村



明治時代以降、子守りのための「ぼぼつぐら」が稲わらで造られ、昭和時代初期には小型の「猫つぐら」が使われていたと言われています。手作業で編み込んだ「猫つぐら」や「飯つぐら」などが造られています。

